

西宮市立幼稚園おむすび広場事業利用料徴収事務取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、西宮市立幼稚園おむすび広場事業利用料に関する規則第5条に関し、必要な事項を定める。

(回数券の販売場所)

第2条 回数券は、西宮市教育委員会学校改革課で販売する。

2 学校改革課と幼稚園で調整した日時においては、西宮市立幼稚園おむすび広場事業実施園にて販売することができる。

(回数券の使用方法)

第3条 回数券を使用する場合は、西宮市立幼稚園おむすび広場事業実施前に園長に利用の意思を伝え、回数券を提出する。

2 回数券を受け取った園長は、園児の参加を確認して、回数券の所定の欄に押印した上で、事業終了後に保護者に返却する。参加しなかった場合はそのまま返却する。

(回数券の払い戻し)

第4条 保護者の申請に基づいて払い戻しすることができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成31年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から実施する。

付 則

この要綱は、令和4年4月1日から実施する。